平成２３年（フ）第２０９号
東京都国分寺市東元町４丁目16番19号リプレースメント広尾103、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市三郷３丁目１番地２ライオンズマンション三郷704号
破産者　黒木　寛之
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県八潮市大字伊草276番地２
破産者　小谷田保男
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
埼玉県吉川市栄町884　平沼ハイツ103号、住民票上の住所青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛字村井61番地２
破産者　外崎　寿子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
埼玉県幸手市南２丁目17番43号、開始決定時の住所埼玉県幸手市中５丁目11番５号
破産者　加藤　悠子（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
埼玉県草加市谷塚上町693番地５　パラシオンＡ―101号
破産者　牛腸　隆行
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
埼玉県春日部市梅田２丁目２番15号ヴィラ・コンプレールＢ305
破産者　津村　友香
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
新潟市南区大通黄金１丁目１番地６
破産者　村松　健一
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７３号
新潟市南区大通黄金１丁目１番地６
破産者　村松　邦子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７４号
新潟市南区大通西991番地８
破産者　村松　友子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１４号
新潟県五泉市旭町３番45号　旭マンション511号、開始決定時の住所新潟市秋葉区新保60番地３
破産者　加藤　通子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２１号
新潟県燕市佐渡山7162番地
破産者　青柳　一幸
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
金沢市近岡町268番地１　ボヌールピエースＡ101号室、従前の住所金沢市畝田町チ130番地９
破産者　鷲田　　誠
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９０号
石川県河北郡津幡町字緑が丘１丁目122番地、従前の住所金沢市疋田３丁目25番地
破産者　安井　正樹
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３５号
金沢市金石西１丁目６番６号
破産者　新甫久美子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
長野県茅野市ちの236番地２　レオパレスドリーミーちのⅡ103号、開始決定時の住所長野県茅野市中大塩11番地５
破産者　島袋　清信
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２９２号
静岡県駿東郡小山町菅沼897番地の１
破産者　荒巻眞理子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
静岡県御殿場市中畑2092番地の２　陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
破産者　島津　　優（旧姓栗田）
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
新潟県魚沼市井口新田304番地１　電源開発社宅１号棟401号、前住所静岡県浜松市浜北区西美薗2450番地の１　パールマンションⅠＴＯ―305号室
破産者　藤﨑多実子（旧姓栗田）
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係